

## 20 不服審査

### (1) 異議申立て

区 分	本 年 度 要 処 理 件 数			計 ①	みなす審査 請求件数 ②
	前年度未決 繰越件数	本年度に申立てた件数 処分に係るもの	本年度に申立てた件数 不作為に係るもの		
申告所得税	85	218	-	303	-
源泉所得税	1	9	-	10	1
法人所得税	21	43	-	64	-
相続税	5	16	-	21	-
贈与税	-	3	-	3	-
消費税	60	44	-	104	-
有価証券取引税	-	-	-	-	-
法人特別税等	-	-	-	-	-
地方消費税	54	44	-	98	-
その他	-	-	-	-	-
酒税	-	-	-	-	-
徴収関係	1	26	-	27	-
計	227	403	-	630	1

### (2) 審査請求

区 分	本 年 度 要 処 理 件 数			計 ①
	前年度未決 繰越件数	本年度に申立てた件数 処分に係るもの	本年度に申立てた件数 みなす審査 請求件数 不作為に係るもの	
申告所得税	74	122	-	196
源泉所得税	2	2	-	5
法人所得税	47	37	-	84
相続税	2	2	-	4
贈与税	2	-	-	2
消費税	33	50	-	83
有価証券取引税	-	-	-	-
地価税	-	-	-	-
法人特別税等	-	-	-	-
地方消費税	31	48	-	79
その他	-	1	-	1
酒税	-	-	-	-
徴収関係	2	9	-	11
計	193	271	-	465

### (1)・(2)共通

調査対象  
調査期間

国税通則法及び行政不服審査法に基づき異議申立て及び審査請求されたもの  
平成16年4月1日から平成17年3月31日  
(注) 件数は、処分に係るものについては1処分ごとに、その他のものについては1  
事案ごとに1件として掲げた。ただし、本税と過少加算税を併せて異議申立てが  
あった場合は、1件として掲げた。

用語の説明

- 1 不作為とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。
- 2 みなす審査請求とは、国税局長又は、税務署長等が異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、異議申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等についてされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。
- 3 みなす取下げとは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取下げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合に取下げられたものとみなされた審査請求をいう。

本年度処理済件数									本年度未決
みなす 取下げ件数	取下げ 件数	却下 件数	棄却 件数	却全 部取消し 件数	一部 取消し 件数	一部 取消し 件数	変更 その他	計 ③	繰越件数 ①-②-③
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
-	27	3	164	8	34	-	-	236	67
-	2	-	4	1	1	-	-	8	1
-	2	1	45	-	1	-	-	49	15
-	5	-	9	-	-	-	-	14	7
-	-	-	1	-	-	-	-	1	2
-	7	-	70	-	4	-	-	81	23
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	7	-	70	-	4	-	-	81	17
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	9	7	9	-	-	-	-	25	2
-	59	11	372	9	44	-	-	495	134

本年度処理済件数									本年度未決
みなす 取下げ件数	取下げ 件数	却下 件数	棄却 件数	却全 部取消し 件数	一部 取消し 件数	一部 取消し 件数	変更 その他	計 ②	繰越件数 ①-②
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
-	26	-	46	-	13	-	-	85	111
-	2	-	-	-	-	-	-	2	3
-	11	2	17	1	13	-	-	44	40
-	-	-	-	1	-	-	-	1	3
-	-	-	2	-	-	-	-	2	-
-	3	-	20	2	-	-	-	25	58
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	3	-	20	-	-	-	-	23	56
-	-	-	1	-	-	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	1	2	-	-	-	-	-	3	8
-	46	4	106	4	26	-	-	186	279

- 4 取下げとは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをいう。
- 5 却下とは、不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと判定されたものをいう。
- 6 棄却とは、原処分を適法又は妥当と認め、不服申立てが認められなかったものをいう。
- 7 取消し又は変更とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原処分の全部又は一部を取り消した判定をいう。